

戦後50年と技術・職業教育

佐々木 享

<敗戦後50年>

中国侵略に始まり、米・英等を（最後にはソ連をも）相手としたわが国にとっての第二次世界大戦は、悲惨な戦闘となった沖縄戦の終結を経て、1945年8月15日に終わった。わが国は、それ以来短い占領期を経て、戦争放棄を宣言した第9条をふくむ日本国憲法のもとに、平和国家の確立へ向けて前進した。こうして1995年8月15日には、敗戦50周年を迎える。この50年は、激動の時代であった。

50年後にいきるわれわれには、原爆に被災した世界最初の国民として非核平和の世界実現のために活動すること、敗戦を契機としてかちとった民主主義を実質化することがもめられている。このことを念頭において、技術・職業教育の分野における成果と課題を考えてみたい。

<憲法・教育基本法体制>

日本国憲法は、教育を受けることは国民の権利であると謳いあげた。この権利は国連の人権宣言でも確認されており、いまや人類普遍の原理の一つとなっている。

同時にわが国は、戦前の教育が天皇制国家に忠実な「国民」をつくることに奉仕させられた深い反省から教育基本法を定め、教育の目的を平和国家の樹立と人格の完成をめざすべきものとした。戦後の教育制度を憲法・教育基本法体制と呼ぶゆえんである。

こうしたなかで、日本国憲法は普通教育を義務教育としたから、義務教育の拡充強化が戦後教育の重要な課題となった。敗戦直後の

経済が疲弊したなかで義務教育年限の延長＝新制中学校制度を発足させたことは、教育に寄せる国民の期待と要求の強さをしめした。

<中学校の技術教育>

中学校には、職業科が設けられた。これは、のちにできる技術・家庭科の前身の戦後における出発点であった。職業科には農業、工業、商業、水産、家庭がふくまれ、このうち一つ以上を履修させるものとされ、さらにこの教科では職業指導を行うべきものとされた。この選択必修制は、旧制高等小学校実業科を踏襲した方式であるだけでなく、家事、裁縫を女子にのみ課してきた背景をもつ家庭科が再び別学となってしまうことをおそれた苦肉の策でもあった。この体制には、別学を許すかどうか＝統一的な教科の理念は何か、職業指導の位置づけ、というような課題が存在した。女子には家庭科をと執拗に要求する家庭科教師たちの運動が奏功して、1950年には職業・家庭科という「単一の」教科となった。

「しごと学習」の理念のもとにこの教科の単一制を実現しようとした海後宗臣らの努力は、1951年版の『学習指導要領 職業・家庭編（試案）』となった。この時期に、城戸幡太郎、宮原誠一らは生産主義教育論を唱え、この教科への期待を寄せた。実態として農業に傾斜していたこの教科への批判は、技術教育を全面に出そうとした中央産業教育審議会の第一次の建議に結実した。しかし実際には、旧来の農、工、商、水産、家庭、職業指導の

妥協の産物である第二次建議をもとに、1957年版の学習指導要領が作成された。

短期間に変転を重ねて安定しなかった職業・家庭科は、1958年に新時代を迎えた。この年に小・中学校の教育課程は国家基準化された学習指導要領に従うべきものとされ、その内容も抜本的に再編された。すなわち「道徳」の時間が特設され、中学校には、職業・家庭に図画工作の中の工作部分を吸収・再編した技術・家庭科が創設された。ここに、近代日本の普通教育史上はじめて、工的内容を中心とした技術教育を課すことを本旨とする教科が誕生した。しかしここでも、女子には家庭科をという別学体制が残された。それだけでなく、教育課程審議会の答申では「技術科」とされていたにもかかわらず、家庭科教師たちの圧力で「技術・家庭科」に変えられる事態もあった。他方、その位置づけに悩まされてきた職業指導は、進路指導と改称して特別活動へ移された。

技術・家庭科は、その後の学習指導要領の改訂により、一部の学習領域にいわゆる相互乗り入れ方式を認められたけれども、別学体制は継続した。ところが1985年にいたってわが国も女子差別撤廃条約を批准したので、女子にのみ家事の基本となる家庭科を課す方式は差別であるとされた。女子固有の教科とされた家庭科を男女の選択制とする解決策もあった筈であるけれども、1989年改訂の学習指導要領は、木工、電気、家庭生活、食物の4領域を男女の必修とし、他の領域すべてを男女の選択制とした。ここに、近代日本の教育史上はじめて、共学必修の技術科（同時に共学必修の家庭科）が誕生した。

中学校全体の時間数削減と技術・家庭科の共学化により、昨今の技術科の実質時間数の減少傾向は著しい。くわえて、学校5日制の完全実施が予測されるなかでいっそうの時間数削減、場合によっては理科への吸収合併の可能性さえいわれているので、普通教育とし

ての技術教育を充実させることは今日の極めて重要な課題となっている。こうした点からみて、技術教育とはいえない情報基礎に熱中するが如きは、むしろ技術教育の地歩を曖昧にするおそれがあることには留意したい。

<高校の職業教育>

敗戦時に存在した旧学制の中等学校の制度は、中学校、高等女学校、実業学校と差別的に分岐していた。これに対して新学制は、新制中学校に続く学校を高校唯一とし、従来の学校種別は専攻ごとの学科（当時の用語では課程）とした。そうはいつても、1948年4月に発足した個々の高校の実質は、旧制中等学校の看板を懸け替えたに過ぎなかった。そこで公立高校については1948年度秋から49年秋にかけて都道府県単位で大規模な統廃合が実施された。すべての府県に通学区制（約半数の道府県では一通学区一高校の小学区制）が、大部分の学校で男女共学制が、また全国の約3分の1の学校で総合制＝多課程（今日の用語では多学科）併置制が実現した。これにより教育課程面でも、大規模な自由選択制が実施されるようになった。

高校の教育課程は、全日制・定時制の区別なく、また普通科・職業学科の区別なく高校としての単一性を確保するために、少数の必修教科と多数の選択制の教科で構成されることになった。職業学科の場合は、多数の専門科目を選択するものとされたわけである。この構造の基本は今日においても不変である。

ところで、施設設備面で普通科より費用のかかる職業学科は、敗戦で荒廃していた。くわえてドッジラインやシャープ勧告により国の補助金が停止されることになった関係で、古い歴史をもつ実業教育費国庫補助法も廃止されることになった。これに危機を感じた工業高校長協会を中心とした職業高校の校長たちが文部省の後だてを得て運動し、議員立法によって産業教育振興法を成立させた。これ以後は産振法による国庫補助が、職業学科の

拡充に重要な役割を果たした。

1950年には42%程に過ぎなかった高校進学率は、地域住民の教育要求に応える高校増設が続いた結果年々上昇して1970年には80%を越し、この中で普通科と職業学科の比率はほぼ6対4で推移した。

高校進学率が90%台となった70年代後半つまり高校が形式・実質ともに国民教育化して以降、職業学科の比率は徐々に低下しはじめ、24%台まで下がり、近年はやや落ちついた感がある。こうして、高校職業学科は今日なお公的職業教育施設として重要な役割を果たしている。ことに最近の「学校基本調査」によると、工業科卒業者の「専門的・技術的職業従事者」への就職の割合は10%前後に達しており、工業科卒業者に専門を生かす道が開かれていることを示唆している。

文部省は最近、長年にわたって放置してきた専攻科の物的人的な条件をしめしたうえで、工業科に専攻科を設けることを推奨している。専攻科を拡充することも必要であろうけれども、共通履修科目の必修化に伴って専門性が希薄になっている感のある本科の教育を充実させることは、もっと重要であるようにおもわれる。戦後50年目の今日、高校職業学科のあり方は、改めて問われている。

<職業訓練>

第二次大戦中は、国家総動員法による工場事業場技能者養成令によって事業場の技能者養成が大幅に拡充され、また、公共的な職業補導施設も拡充された。敗戦によって企業内教育施設は壊滅した。公共職業補導施設は、失業対策の一環としてかろうじて残った。

ところが1950年代後半になって日本資本主義が復活し、企業活動が旺盛になると、熟練した技能労働者の不足が問題となってきた。この事態に積極的に対応するために、1958年には職業訓練法が制定された。これまで技能者養成などまちまちであった名称が、これ以後「職業訓練」に統一されることになった。

職業訓練は、国、都道府県あるいは労働福祉事業団（のち雇用促進事業団）が実施する公共職業訓練と、事業内職業訓練とに区分された。公共職業訓練は失業対策という意味よりも養成訓練を重視するようになった。単独訓練と共同訓練に分けられる事業内職業訓練についても、中卒者を3年間にわたって訓練する定型訓練を認定訓練として助成するなど、養成工保護という観点よりも積極的育成を重視するようになった。

職業訓練法はまた、職種ごとに技能水準を公証する国家技能検定を制度化した。技能検定が賃率決定に連動することを警戒した労働組合は、この技能検定の制度化を契機として職業訓練に関心をもつようになった。この過程で労働者は技能検定を受ける希望をもっていることが明らかにされ、また、まともな訓練を受けることは労働者の権利であるという主張もみられるようになった。雇用促進事業団による総合職業訓練校の教職員の労働組合が職業訓練の民主化のために活動していることも重要である。

労働省はその後職業訓練法を抜本的に改正して職業能力開発促進法を制定し、またその改正を重ねている。この間に職業訓練（校）を職業能力開発（校）といかえたり、公共職業訓練と事業内訓練との区分を曖昧にしたりする施策がすすめられている。また雇用促進事業団立の職業訓練校を解体して、地域の労働者や企業へのサービス機関である技能開発センターと職業能力開発短期大学校とに再編する施策もすすめられている。最近では、企業による職業能力開発短期大学校もみられるようになった。職業能力開発短期大学校は、新しい時代のテクニシャン養成システムとして注目されている。

しかし、広範な分野で実施されている企業内の教育訓練については、研究も遅れており、民主化のとりくみも充分ではない。今日の重要な課題となっている。

<高等専門学校>

1961年の学校教育法一部改正により、中卒を入学資格とする修業年限5年の高等専門学校が制度化された。これにより工業系の高等専門学校が発足し、のちに、従来専攻科をもっていた商船高校も高専へ移行した。この学校の制度化の背景には、旧制専門学校への郷愁があったといわれる。しかしこの高専は、国立主体で全体として60数校になってからは伸びていない。

高専は、統計上は高等教育機関として分類されている。卒業生の年齢段階からいえば短大相当だから不思議はないけれども、教授会自治が制度化されていないから大学ではない。カリキュラムも時間数で規定され、単位制をとっていないので、教育課程の構成原理は中学校のそれに近い。卒業生は実力があり、また産業界のこの学校への期待は大きいといわれる。しかし、量的に拡大の見通しがみえないこのような学校を今後どう位置づけるかは、改めて問われているようにおもわれる。

<専修学校・各種学校>

小・中・高校、大学等の学校教育法第一条に掲げられたいわゆる一条校以外の学校は、長い間各種学校としてくられてきた。各種学校中の充実した施設を別種の学校として認知させようという各種学校経営者側の要求と、後期中等教育段階、高等教育段階の教育を多様化しようという文部省の思惑とが合致して、1975年には専修学校が制度化された。これ以後の専修学校の発展はめざましく、ことに高卒者を受け入れる専修学校の専門課程（専門学校）は量的には短期大学を凌駕している。一般課程と専門課程とを合わせた専修学校への進学者は近年では高卒者の約3分の1を占めるに至っている。

専門学校の専攻は多分野にまたがっているけれども、近年はコンピュータ、情報処理関係を中心とする工業分野、簿記会計を中心と

する商業分野が多く、専門学校全体としては職業教育の重要な一翼をになっている。政府も生涯学習の名において専修学校を重視する政策をとっている。しかし、専修学校の最大の問題は、この経営主体の大部分が私立であるため、学生の費用負担が大きいことである。しかも一条校と違って設置者は必ずしも学校法人たることを要しない（株式会社であっても差し支えない）など、その教育の公共性が保証されていない、などの問題をふくんでいる。

<小・中・高に一貫した普通教育としての技術教育を>

人間形成の基礎を形成する技術教育、実社会の生産活動の世界へ目を開かせるための技術教育、一言でいえば普通教育としての技術教育のあり方が、戦後50年の今日にして改めて問われている。前述のように、1989年改訂の中学校学習指導要領により、わが国教育史はじめて、中学校に必修制の技術科が生まれた。しかし、これに相当する教科が小学校、高等学校には存在しない。小学校には従前から図画工作科があるので、高等学校がとくに問題となる。こうした状況をふまえて私たち技術教育研究会では、小・中・高に一貫した技術教育の構想をまとめている。同業の人々の真しな検討を期待している。

<職業教育・職業訓練に平和と民主主義、環境問題を>

職業教育・職業訓練は、戦後50年をとおして発展し続けてきた。その土台と背景には、平和国家の確立をめざしてきた国民の願いがあった。私たちにはいま、地球環境をよごしてはならないという50年前には自覚化されていなかった課題に直面している。職業教育・職業訓練の世界においても、平和と民主主義、環境問題を追求してゆきたい。

(名古屋大学)